

令和2年度第7回

東京都私立学校審議会（第801回）

令和3年1月18日（月）

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから令和2年度第7回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のため、審議は非公開となります。

それでは、認可に関する議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配布してあります5件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和3年1月18日付、東京都知事名。

記、1、専門学校ファッションカレッジ桜丘の目的変更認可について、千代田区、外4件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件5件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第3号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、専門学校ファッションカレッジ桜丘の目的変更認可についてご説明いたします。

専門学校ファッションカレッジ桜丘は、昭和51年6月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、ファッションデザイン・ファッション造形・ファッションビジネスなどに関する専門知識と専門技術を教授し、ファッション産業界が求める優れたスペシャリストの養成を通じ、社会に貢献することを目的とする」から「本校は、学校教育法に基づき、ファッションデザイン、ファッション造形、ファッションビジネスやプログラミング、情報処理、eコマースなどに関する専門知識と専門技術を教授し、ファッション産業及びファッション関連商品の販売、流通に関わる産業が求める優れたスペシャリストの養成を通じて社会に貢献することを目的とする」に変更します。

学校の目的は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、デジタル専門課程を設置いたします。

位置は、要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由は、国際情報ビジネス科の新設により、デジタル専門課程が追加となるためです。

設置者は、学校法人桜丘学園で、理事長は関太氏。

校長は、同じく関太氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、ファッション専門課程において、ファッションビジネス課の総定員を160名から80名に変更いたします。新たにデジタル専門課程を設置し、修業年限2年、総定員80名の国際情報ビジネス科を設置いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。備考欄には学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問のある方は、お名前をお願いいたします。

ございませんか。よろしいですか。

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園の案件でございます。

議案第2号は、幼稚園の設置者変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、宝陽幼稚園の設置者変更認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存続を図るものでございます。

新設置者は、鈴木嘉一氏。

新園長は、同じく鈴木嘉一氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項8に記載のとおりです。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

ある方はお名前をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第3号は、幼稚園の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、足立サレジオ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和3年4月1日といたします。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人育英学院。

園長は、野口重光氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の7学級240名を3学級105名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

なお、要項8から10の「変更前」については、平成25年度に行われました園舎の建て替え前の状況を記載しております。この建て替えに伴って、収容定員変更を予定しておりましたが、設置者からの申請が遅れ、今回の諮問に至ったものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

ご質問があれば、お名前をお願いします。

どうぞ。

○長塚委員 長塚ですが、多分、部会でも確認されているとは思いますが、教職員組織は変更前と変更後の定員の減に対して、反対のような状況なのですが、これは以前に申請が行われようとして、それが遅れたためとご説明の最後にはありましたが、その辺の事情はどうなのでしょう。むしろこれは変更前のほうがかなり少ないです。よろしくお願いいたします。

○近藤会長 いかがでしょうか。

○議案担当者 変更前につきましては、変更前の実員に応じた教職員組織となつてございました。そして、現在のほうが教職員が多いことに関しましては、特別支援が必要な子の対応等のために増えているということでございます。

○長塚委員 なるほど。分かりました。

○近藤会長 よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。ほかにご質問はよろしいですか。

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第4号及び議案第5号は、専修学校の設置認可でございます。

議案第4号及び議案第5号は、第一部会の所管でございますので、第一部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、2月の開催日は、15日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

コロナの中、大変な状況が続きますけれども、皆さん、ぜひお体にお気をつけて頑張ってくださいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時13分閉会